



マイナ保険証への  
早めの切り替えが  
おすすめです

重要

## マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます！

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止されます。  
(現在お持ちの保険証は、令和7年12月1日までは使用可能です。)

これに伴い、9月に協会けんぽから「**資格情報のお知らせ**」が發送されていますので、必ず従業員の方へお渡し頂きますようお願い申し上げます。

「**資格情報のお知らせ**」には協会けんぽの加入情報・マイナンバー(下4桁)等が記載されています。内容に誤りがないかご確認をお願いします。

「健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード」のことを「**マイナ保険証**」と呼びます。  
各種書類の有効期限や配布時期については下記をご参照ください。

名称	概要	有効期限	配布時期
<b>健康保険証</b> 	令和7年12月1日まではいままでどおり使用できます。(令和7年12月2日以降は使用できなくなります。)	令和7年12月1日	資格取得時 (令和6年12月2日以降は新規の発行はされません)
<b>マイナ保険証</b> 	<b>健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカードのことです。</b>	なし	保険証利用登録をすると、マイナンバーカードを保険証として利用できます。「マイナ保険証」というカードが発行されるわけではありません)
<b>資格情報のお知らせ</b>  ※紙のカード	<b>マイナ保険証を持っている方が、カードリーダーが設置されていない医療機関を受診する場合、「マイナ保険証」と併せて「マイナポータル」の画面または「資格情報のお知らせ」を提示することで受診可能です。</b>	なし	9月に協会けんぽから郵送された「資格情報のお知らせ」の用紙の左端の部分点を点線で切り取って保管して下さい。  新規加入者については、資格取得時に自動送付されます。
<b>資格確認書</b>  ※プラスチックのカード(黄色)	下記のような方が医療機関を受診する場合に、 <b>健康保険証の代わりとして使用できます。</b>  ■ <b>健康保険証が発行されていない方</b> (令和6年12月2日以降に入社した方)  ■ <b>マイナ保険証をお持ちでない方</b>	最長5年	マイナ保険証をお持ちでない方の資格確認書は、協会けんぽから会社宛に令和7年12月頃に郵送されます。届きましたらご本人へお渡し下さい。(マイナ保険証を持っている方の資格確認書は送付されません)。  R6年12月2日以降は、資格取得時に申請可能です。

医療機関を受診する際に必要な書類については裏面をご覧ください



# 医療機関を受診する際に必要なもの

状況により病院の窓口で提示するものが異なりますのでご注意ください。

## マイナ保険証をお持ちの方

病院にマイナンバーカードを読み取る機械(カードリーダー)があるかどうかでちがいがあよ!

●カードリーダーが設置されている病院を受診する場合

➡ 「マイナ保険証」

●カードリーダーが設置されていない病院を受診する場合

➡ 「健康保険証」(令和7年12月1日まで)

または

「マイナ保険証」+「マイナポータル画面(スマホまたはPDF)」

または

「マイナ保険証」+「資格情報のお知らせ」

令和6年  
12月2日以降  
使用できます



※健康保険証を使って受診した場合は、マイナ保険証の利用によるメリット(別紙参照)は受けられません。

※マイナポータル画面は、「マイナポータル」アプリでログイン後、トップページから「健康保険証」を選択し、資格情報の画面を提示します。(「端末に保存」を押すとPDFとして保存もできます)。

### 注意事項

#### ①協会けんぽへマイナンバーの登録はお済みですか?

マイナンバーカードと健康保険証の紐づけがされていても、協会けんぽにマイナンバーの登録がされていない場合、医療機関でマイナ保険証として利用できない場合があります。協会けんぽから郵送される「資格情報のお知らせ」にマイナンバー(下4桁)が正しく記載されているかご確認下さい。

#### ②マイナンバーカードの電子証明の有効期限が切れていませんか?

マイナンバーカードに入っている電子証明書には5年の有効期限があります。有効期限切れの場合は受診ができない場合がありますので、マイナンバーカードに記載された有効期限をご確認下さい。

## マイナ保険証をお持ちでない方

マイナ保険証がなくても受診できるよ!

「健康保険証」(令和7年12月1日まで) または 「資格確認書」



### 注意事項

#### ①資格確認書について

令和7年12月頃に、マイナ保険証をお持ちでない方の資格確認書が会社宛に届きますので、ご本人へお渡し下さい。(健康保険証の代わりにするものです)。

現行の健康保険証が使えなくなる令和7年12月2日以降も、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書の提示により医療機関の受診が可能です。